



報道発表資料の配付日時 9月 8日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(素案)」に対する 道民意見の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、北海道環境影響評価条例施行規則の改正に係る検討を進めているところですが、この度、規則改正素案を取りまとめ、次のとおり道民の皆様からご意見等を募集することといたしましたのでお知らせします。</p> <p>1. 計画等の案の名称 北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(素案)</p> <p>2. 計画等の案及び参考資料の入手方法 (1)北海道環境生活部環境局環境政策課ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm (2)北海道環境生活部環境局環境政策課(道庁12F) (3)北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F) (4)各(総合)振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー (5)各(総合)振興局保健環境部環境生活課</p> <p>3. 意見等の募集期間 令和2年(2020年)9月8日(火)～令和2年(2020年)10月7日(水)</p> <p>4. 意見等の提出方法及び提出先 (1)郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (2)ファクシミリ 011-232-1301 (3)電子メール kansei.kankyou@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	<p>1. 道民意見提出手続の意見募集要領(意見提出用紙を含む)</p> <p>2. 北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(素案)について</p> <p>3. 環境アセスメント(条例)の手続の流れ</p>		

報道(取材)に 当たってのお願い	広く道民への周知をお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部環境局環境政策課(担当者:武田) TEL ダイヤルイン 011-204 5981 内線24-207		
-------------	---	--	--

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和2年(2020年)9月8日

- 1 計画等の案の名称
北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(素案)
- 2 参考資料の名称
(1) 北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(素案)について
(2) 環境アセスメント(条例)の手続の流れ
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
(1) 北海道のホームページ(環境生活部環境局環境政策課ホームページ)への掲載
(2) 以下の場所での閲覧及び配付
ア 北海道環境生活部環境局環境政策課(道庁12F)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
エ 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課
- 4 意見等の募集期間
令和2年(2020年)9月8日(火)～令和2年(2020年)10月7日(水)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係
(2) ファクシミリ 011-232-1301
(3) 電子メール kansei.kankyuu@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和2年(2020年)11月下旬頃を目
処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に
準じて行います。
- 7 その他
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表すること
があります。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる
提出はご遠慮願います。
(5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしま
すので、連絡がない場合は、電話等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先
環境生活部環境局環境政策課
環境影響審査係
電話 011-204-5981

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（素案）に対する意見提出様式

ご住所	〒
氏名 (企業・団体名)	

【ご意見の内容】

<提出先・お問合わせ先>

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 内線 24-228

011-204-5981 (直通)

FAX 011-232-1301

E-mail kansei.kankyou@pref.hokkaido.lg.jp

※ 本用紙は参考にお示ししたもので、様式を指定したものではありません。

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を 改正する規則（素案）について

1 改正の趣旨

道では、北海道環境影響評価条例及び北海道環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）において、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象として、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について規定しています。

太陽光発電事業は、これまで環境影響評価の対象とされていませんでしたが、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があったことから、国においては、令和元年（2019年）7月に環境影響評価法施行令を改正し、太陽電池発電所の設置工事等を行う事業を環境影響評価の対象事業として追加しています。

このような背景を踏まえ、太陽光発電事業に関し、より一層適正な環境配慮がなされるよう規則を改正し、一定規模以上の太陽電池発電所の設置工事等を行う事業を環境影響評価の対象事業として追加することとしましたので、広く道民の皆様の御意見を募集します。

2 改正の内容

(1) 環境影響評価の対象となる事業の規模要件（規則別表第1関係）

第一種事業	出力4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業
第二種事業	出力2万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業

※規模要件は、変更の工事において太陽電池発電設備を新設する場合も同様とします。

(2) 太陽電池発電所の設置工事等に係る軽微な修正の要件（規則別表第2関係）

発電所の出力	10パーセント以上増加しないこと
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

※「方法書」の告示が行われてから「評価書」の告示が行われるまでの間になされる事業の目的及び内容の修正が軽微な修正の要件に該当する場合、再度、環境影響評価の手続を経る必要はありません。

(3) 太陽電池発電所の設置工事等に係る軽微な変更の要件（規則別表第3関係）

軽微な変更の要件は、軽微な修正の要件（上記(2)）と同様とします。

※「評価書」告示後の事業の目的及び内容の変更が軽微な変更の要件に該当する場合、再度、環境影響評価の手続を経る必要はありません。

(4) 経過措置

施行日前に電気事業法第48条第1項の規定による工事計画の届出がなされた事業や施行日から6月以内に工事に着手する事業等については、環境影響評価の対象とはなりません。

3 公布予定

令和2年（2020年）12月

4 施行期日

令和3年（2021年）4月1日（予定）

